**別記第五号様式**（第八条第五項第四号、第十八条第二項第十三号、第十九条第二項第十三号、第二十条第二項第八号、第百二十四条第二項第四号、第百三十条第二項第十三号、第百三十一条第二項第十三号、第百三十二条第二項第八号及び第百九十条第二項第八号関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

□　私は、特定複合観光施設区域整備法第60条第２項第１号ハ⑴に掲げる者に該当しないことを誓約します。

□　当法人は、特定複合観光施設区域整備法第60条第２項第１号ハ⑵に掲げる者に該当しないことを誓約します。

年　月　日

住　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考
１　該当する□にレ印を付けること。
２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

**別記第六号様式**（第八条第五項第五号、第百二十四条第二項第五号及び第百五十二条第二項第一号関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

□　私は、特定複合観光施設区域整備法第138条第２項において準用する同法第60条第２項第１号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

□　当法人は、特定複合観光施設区域整備法第138条第２項において準用する同法第60条第２項第２号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　月　日

住　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考
１　該当する□にレ印を付けること。
２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

**別記第七号様式**（第八条第五項第六号、第百二十四条第二項第六号、第百五十二条第二項第二号及び第百五十三条第二項第二号関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

□　私は、特定複合観光施設区域整備法第138条第２項において準用する同法第60条第２項第１号ハ⑴に掲げる者に該当しないことを誓約します。

□　当法人は、特定複合観光施設区域整備法第138条第２項において準用する同法第60条第２項第１号ハ⑵に掲げる者に該当しないことを誓約します。

年　月　日

住　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考
１　該当する□にレ印を付けること。
２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

**別記第八号様式**（第八条第六項及び第七項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項、第十八条第二項及び第四項、第十九条第二項及び第四項、第二十条第二項及び第四項、第三十三条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第九十七条第四項、第百二十四条第三項及び第四項（第百二十八条第六項において準用する場合を含む。）、第百二十八条第三項、第百三十条第二項及び第四項、第百三十一条第二項及び第四項、第百三十二条第二項及び第四項、第百四十四条第四項、第百五十二条第三項、第百五十三条第二項、第百五十五条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）及び第四項（第百五十九条第六項において準用する場合及びこれらの規定を第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百五十九条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百六十条第二項及び第四項、第百六十一条第二項及び第四項、第百六十二条第二項及び第四項、第百七十条第二項及び第四項、第百七十一条第二項及び第四項、第百七十二条第二項及び第四項、第百九十条第二項及び第四項並びに第百九十二条第二項関係）

質　問　票

年　月　日

住　所
名　称
代表者又は管理人の氏名

第１の注意事項等の内容を十分に確認した上で、この質問票に記載をしました。この質問票の記載内容及びこれを証する資料の内容は、事実に相違ありません。

備考
書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第１　注意事項等
１　注意事項
⑴　この質問票をカジノ管理委員会に提出するときは、その記載内容を証する資料（以下この⑴において「証明資料」といいます。）を添付してください。質問票及び証明資料に記録された情報は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）に基づく、十分な社会的信用を有する者であるかどうかの審査に使用します。
なお、特定の質問事項への回答をもって直ちに十分な社会的信用を有する者であるかどうかの判断をするものではありません。質問票の記載内容及び証明資料の内容のみによることなく、個別具体的な事情を総合的に考慮して判断をすることとなります。
⑵　次のイからハまでのいずれかに該当するときは、申請に係る許認可等を与えないことがあります。
イ　カジノ管理委員会に提出した質問票の記載内容に虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。
ロ　カジノ管理委員会が質問票に関し、説明又は資料の提出を求めた場合において、説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は重要な事実を隠ぺいしたとき。
ハ　質問票に記載した事実に重要な変更が生じた場合において、当該変更の内容を説明する書類をカジノ管理委員会に提出することを怠ったとき。
２　記載要領
⑴　記載すべき事項がないときは、所定の欄に「該当なし」と記載してください。記載すべき内容について相当の調査をしても分からないときは、所定の欄に「不明」と記載してください。